

深谷グリーンパーク再整備事業 設計施工一括請負契約書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 本請負契約締結日
至 令和12年3月31日

4 契約金額 金●円

内訳：①設計業務に係る費用 金●円
②改修工事業務に係る費用 金●円
③リニューアル工事業務に係る費用 金●円
④工事監理業務に係る費用 金●円
⑤上記に関連するその他の費用 金●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)

5 契約保証金額 金●円

6 前払金	令9年度	金	●円	
	令10年度	金	●円	
	令11年度	金	●円	
	中間前金払	令9年度	金	●円
		令10年度	金	●円
令11年度		金	●円	

深谷グリーンパーク再整備事業（以下「本事業」という。）にかかる本件工事等について、深谷市（以下「発注者」という。）と●（以下「建設事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの設計施工一括請負契約書（以下「本請負契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、建設事業者が共同企業体を結成している場合には、建設事業者は、別に締結した共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本請負契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、深谷市議会の議決をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本請負契約は、本請負契約が深谷市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において建設事業者がこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

令和●年●月●日

発注者

埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
深谷市
深谷市長 小 島 進

建設事業者

住所 ●
名称 ●
代表者 ●

深谷市設計施工一括請負契約約款
(深谷グリーンパーク再整備事業)

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び建設事業者は、この約款及び添付の特記規定に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、本請負契約（この約款、添付の特記事項及び第3項各号に定める書類及び図面を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この約款における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で募集要項等に定義される用語は、募集要項等の例による。
- (1)「基本設計図書」とは、●をいう。
 - (2)「建設企業」とは、●をいう。
 - (3)「工事監理企業」とは、●をいう。
 - (4)「実施設計図書」とは、●をいう。
 - (5)「成果物」とは、本請負契約、要求水準書又は提案書に基づき、若しくはその他本請負契約に定める業務に関連して建設事業者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等（最後の成果の表現に至らない図面、仕様書等及び本件設計を行う上で得られた記録等を含む。）の総称をいう。
 - (6)「設計企業」とは、●をいう。
 - (7)「年度」とは、4月1日開始より翌年の3月31日に終了する1年をいう。
 - (8)「募集要項等」とは、本事業に係る公募型プロポーザルにあたり発注者が公表した募集要項、要求水準書、様式集、審査基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計施工一括請負契約書（案）、指定管理者基本協定書（案）及び募集要項に基づき実施予定の質問回答を総称していう。
 - (9)「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）を含み、要求水準書に規定する施設整備業務のうち本件設計及び本件工事監理業務を除く一切の業務をいう。
 - (10)「本件工事監理業務」とは、要求水準書に定める工事監理に関する業務（発注者に提出後に本請負契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
 - (11)「本件工事等」とは、本件設計、本件工事監理業務若しくは本件工事又はそれらを総称していう。
 - (12)「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務（発注者に提出後に本請負契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
 - (13)「本基本契約」とは、発注者及び●グループの間で締結された●年●月●日付深谷グリーンパーク再整備事業基本契約をいう。
 - (14)「本事業」とは、発注者の深谷グリーンパーク再整備事業をいう。
 - (15)「要求水準書」とは、本事業に係る公募型プロポーザルにおいて発注者が公表した要求水準書 III施設整備業務（公表後に変更があったときは変更後の最新版）及びこれに係る質問回答をいう。
 - (16)「要求水準書等」とは、要求水準書、提案書、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- 3 本請負契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列举された順序に従うものとする。なお、提案書、基本設計図書及び実施設計図書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先するものとする。
- (1) この約款及び特記規定
 - (2) 募集要項等
 - (3) 提案書
 - (4) 事業概要書
- 4 建設事業者は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その施設整備業務に係る対価を支払うものとする。施設整備業務に係る対価の構成は別紙2（対価の構成）によるものとする。
- 5 発注者は、要求水準書、提案書及び基本設計図書に従い、その意図する実施設計図書

を完成させるため、本件設計に関する指示を建設事業者又は建設事業者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、建設事業者又は建設事業者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。

- 6 建設事業者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と建設事業者の協議が成立した場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段（以下「設計施工方法」という。以下同じ。）をその責任において定めるものとする。また、仮設、設計施工方法、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な設計施工方法等については、この約款及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、建設事業者がその責任において定める。
- 7 建設事業者は、本請負契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 本請負契約の履行に関して発注者と建設事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 本請負契約の履行に関して発注者と建設事業者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 13 本請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 本請負契約に係る訴訟については、さいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 15 建設事業者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本請負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本請負契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、建設事業者は、発注者に対して行う本請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第2章 調整及び事前調査等

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、建設事業者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、建設事業者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（事前調査業務等）

第3条 建設事業者は、本事業の遂行に際し、設計時における事前調査として、必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査、アスベスト調査等の事前調査を、建設事業者の費用負担にて実施しなければならない。

- 2 前項の調査に先立ち、調査概要及び日程等を記載した事前調査要領書を発注者に提出し確認を受けるとともに、調査後においても、事前調査報告書を発注者に提出し確認を受けなければならない。
- 3 第1項の調査により土壌汚染やアスベストの含有が発見された場合、処理費用は発注者が負担しなければならない。
- 4 建設事業者は、本件設計に際して発注者が提示した資料の内容に疑義及び実態との相違を発見した場合、速やかに発注者と協議しなければならない。
- 5 建設事業者は、本件工事等の実施に際して必要となる各種届出及び申請等を適時に実施しなければならない。
- 6 建設事業者は、本件設計に先立ち、詳細工程表を含む業務計画書及び現場代理人、監理技術者、主任技術者等の通知書（経歴書を添付）を発注者に提出しなければならない。
- 7 建設事業者は、その他本件工事等に必要となる業務を実施しなければならない。

第3章 共通事項等

(施設整備業務に係る対価内訳書及び工程表)

第4条 建設事業者は、本請負契約締結後14日以内に提案書に基づいて、施設整備業務に係る対価内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、内訳書については、発注者が提出を求めない場合は、この限りではない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び建設事業者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 建設事業者は、本請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 建設事業者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、建設事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、施設整備業務に係る対価の10分の1以上としなければならない。
- 4 建設事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、建設事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 施設整備業務に係る対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備業務に係る対価の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、建設事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 建設事業者は、本請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 建設事業者は、成果物、最後の成果の表現に至らない図面、仕様書等及び本件設計を行う上で得られた記録等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 建設事業者が前払金の使用や部分払い等によってもなお本請負契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、建設事業者の施設整備業務に係る対価債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

- 4 建設事業者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、施設整備業務に係る対価債権の譲渡により得た資金を本請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第7条 建設事業者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 建設事業者は、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合又は建設事業者が提案書に従い本件設計を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。
- 3 建設事業者は、本件工事監理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合又は建設事業者が提案書に従い本件工事監理を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。

(下請負人等の選定)

- 第8条 建設事業者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を深谷市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- 2 建設事業者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は深谷市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

(下請負人の通知)

- 第8条の2 発注者は、建設事業者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第9条 建設事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、建設事業者がその存在を知らなかったときは、発注者は、建設事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を建設事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する実施設計図書を完成させるための建設事業者又は建設事業者の管理技術者に対する本件設計に関する指示
 - (2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する建設事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本件設計に関し、本請負契約の履行に関する建設事業者又は建設事業者の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、要求水準書及び基本設計図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督
 - (5) 本請負契約の履行についての建設事業者又は建設事業者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 建設事業者が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 要求水準書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験

若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、建設事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 建設事業者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。要求水準書等に定めるところによりこれらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者
- (3) 監理技術者（建設業法第26条第3項に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とし、また同条第5項に該当する専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。）又は同条第3項ただし書に規定する政令で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）
- 2 現場代理人は、本請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、施設整備業務に係る対価の変更、工期の変更、施設整備業務に係る対価の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本請負契約の解除に係る権限を除き、本請負契約に基づく建設事業者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 建設事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び各主任技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 建設事業者は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。要求水準書等に定めるところにより、やむを得ず変更したときも同様とする。
- 7 管理技術者は、本請負契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

（履行報告）

第12条 建設事業者は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

- 2 建設事業者は、募集要項等及び別紙1（モニタリング実施要領）に基づき、モニタリングを行う。

（工事関係者に関する措置請求）

第13条 発注者は、管理技術者又は現場代理人がその職務（監理技術者等又は各主任技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、各主任技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他建設事業者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の実施又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、建設事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを

請求することができる。

- 3 建設事業者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 建設事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に建設事業者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあっては、工事目的物が要求水準書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 建設事業者は、要求水準書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 3 監督員は、建設事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 建設事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 建設事業者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 建設事業者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 建設事業者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 建設事業者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は本件工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、建設事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく建設事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、建設事業者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は本件工事を施工することができる。この場合において、建設事業者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者が建設事業者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、特記規定及び要求水準書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、建設事業者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合にお

いて、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が特記規定又は要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、建設事業者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 建設事業者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 建設事業者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、建設事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を建設事業者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 建設事業者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 建設事業者は、本件工事等の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 建設事業者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 建設事業者は、支給材料又は貸与品の使用方法が特記事項又は要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第17条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を建設事業者が本件工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 建設事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 本件工事等の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、建設事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する建設事業者のとりべき措置の期限、方法等については、発注者が建設事業者の意見を聴いて定める。

（要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第18条 建設事業者は、本件工事の施工部分が要求水準書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合におい

- て、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者が損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、建設事業者が第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が要求水準書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を建設事業者へ通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は建設事業者の負担とする。

(条件変更等)

- 第 19 条 建設事業者は、本件工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 募集要項等、基本設計図書及び実施設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと
 - (4) 本件工事の施工上の制約等、募集要項等に示された自然的若しくは人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、募集要項等及び要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、建設事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、建設事業者が立会いに応じない場合には、建設事業者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、建設事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を建設事業者へ通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ建設事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し要求水準書を訂正する必要があるものについては、発注者が行い、基本設計図書又は実施設計図書を変更する必要があるものは建設事業者が発注者の指示に基づき訂正する。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、要求水準書の変更は発注者が行い、基本設計図書又は実施設計図書を変更する必要があるものは建設事業者が発注者の指示に基づき行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と建設事業者が協議し、要求水準書の変更は発注者が行い、基本設計図書及び実施設計図書の変更は協議の結果に基づき建設事業者が行う。
 - 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、当該訂正又は変更が、発注者の責めに帰すべき事由に起因するものであるときは、発注者は、必要があると認められる範囲で、工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者が生じた合理的な増加費用若しくは損害を負担するものとする。ただし、当該訂正又は変更が、提案書、基本設計図書、実施設計図書その他建設事業者が作成し、又は作成すべき書類の誤謬、脱漏、要求水準書への不適合、その他建設事業者の責めに帰すべき事

由に起因するものであるときは、建設事業者がこれに要する費用及び損害を負担するものとする。

第4章 設計業務

（設計図書の提出及び変更）

第20条 建設事業者は、設計業務の完了時には、要求水準書に定める設計図書を発注者に提出した上で、発注者の承諾を得るものとする。

2 本施設の基本設計及び実施設計は、本契約、要求水準書及び提案書に従い、建設事業者の責任及び費用負担において行う。

3 建設事業者は、基本設計が要求水準書及び提案書に適合するものであることについて、基本設計図書を提出して発注者の確認を受けなければならない。

4 第2項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の発注者による確認について準用する。この場合において、「要求水準書」とあるのは「要求水準書及び基本設計図書」と読み替えるものとする。

5 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を建設事業者へ通知して、基本設計図書及び実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第5章 改修工事業務及びリニューアル工事業務（共通業務を含む。）

（工事の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）

であつて建設事業者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、建設事業者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに建設事業者へ通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を建設事業者へ通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（建設事業者の請求による工期の延長）

第23条 建設事業者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他建設事業者の責めに帰すことができない事由により工期内に本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、施設整備業務に係る対価について必要と認められる変更を行い、又は建設事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第 24 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を建設事業者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 25 条 工期の変更については、発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、建設事業者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（施設整備業務に係る対価の変更方法等）

第 26 条 施設整備業務に係る対価の変更については、発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知するものとする。ただし、施設整備業務に係る対価の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、建設事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と建設事業者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく施設整備業務に係る対価の変更）

第 27 条 本件工事の着手前における施設整備業務に係る対価の改定は、別紙 2（対価の構成）に基づき行うものとする。

- 2 発注者又は建設事業者は、本件工事の着手の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設整備業務に係る対価のうち本件工事に相応する部分が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備業務に係る対価の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は建設事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（施設整備業務に係る対価から当該請求時の出来形部分に相応する施設整備業務に係る対価を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、施設整備業務に係る対価の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、建設事業者に通知する。
- 5 第 2 項の規定による請求はこの条の規定により施設整備業務に係る対価の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本件工事の着手の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく施設整備業務に係る対価変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により本件工事の着手日以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備業務に係る対価が不適当となったときは、発注者又は建設事業者は、前各項の規定によるほか、施設整備業務に係る対価の変更を請求することができる。

- 7 予期することのできない特別の事情により、本件工事の着手日以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備業務に係る対価のうち本件工事に相応する部分が著しく不適當となったときは、発注者又は建設事業者は、前各項の規定にかかわらず、施設整備業務に係る対価の変更を請求することができる。
- 8 前2項の場合において、施設整備業務に係る対価の変更額については、発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、建設事業者に通知する。
- 9 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第28条 建設事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、建設事業者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、建設事業者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、建設事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 建設事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、建設事業者が施設整備業務に係る対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第6章 損害の取扱い等

(一般的損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、建設事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第30条 本件工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、建設事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、建設事業者がその損害を負担しなければならない。
 - 3 前2項の場合その他本件工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び建設事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と建設事業者いずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、建設事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（建

設事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を建設事業者に通知しなければならない。

- 3 建設事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により建設事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他建設事業者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち施設整備業務に係る対価の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 成果物及び工事目的物に関する損害
損害を受けた成果物及び工事目的物に相応する施設整備業務に係る対価とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する施設整備業務に係る対価とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「施設整備業務に係る対価の100分の1を超える額」とあるのは「施設整備業務に係る対価の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（施設整備業務に係る対価の変更に代える設計図書の変更）

- 第32条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第35条の規定により施設整備業務に係る対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、施設整備業務に係る対価の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更し、若しくは基本設計図書及び実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が建設事業者の意見を聴いて定め、建設事業者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の施設整備業務に係る対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第7章 引渡し及び施設整備業務に係る対価の支払等

（検査及び引渡し）

- 第33条 建設事業者は、本件設計が完了したとき又は本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に建設事業者の立会いの上、要求水準書等（但し、本件設計の完了の確認検査においては、基本設計図書及び実施設計図書を除く。）に定めるところにより、本件設計の完了又は本件工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を建設事業者へ通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者へ通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、建設事業者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、建設事業者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを施設整備業務に係る対価の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、建設事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 発注者は、第4項及び第5項に規定する引渡しを受けた後、令和12年3月末までに、建設事業者に対して本件工事等の完了の確認を通知しなければならない。
- 7 建設事業者は、本件工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（施設整備業務に係る対価の支払い）

- 第34条 建設事業者は、前条第2項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したとき（本件設計については、本件設計が完了し、検査に合格したとき）は、施設整備業務に係る対価の支払いを請求することができる。なお、施設整備業務に係る対価のうち本件設計に係る費用は、本件設計の完了後、一括支払をするものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に施設整備業務に係る対価を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

- 第35条 発注者は、第33条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、成果物及び工事目的物の全部又は一部を建設事業者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって建設事業者へ損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

- 第36条 建設事業者は、保証事業会社と、契約書記載の本件工事等の完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書等を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（但し、設計業務に係る費用を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 建設事業者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、建設事業者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 建設事業者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して支払いを受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の本件工事等の完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書等を発

注者に寄託して、契約書記載の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 4 建設事業者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、建設事業者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を建設事業者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、第1項又は第3項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 6 建設事業者は、施設整備業務に係る対価（但し、設計業務に係る費用を除く。以下本条において同じ。）が著しく増額された場合においては、その増額後の施設整備業務に係る対価の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第38条まで、第42条及び第54条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第5項の規定を準用する。
- 7 建設事業者は、施設整備業務に係る対価が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の施設整備業務に係る対価の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、建設事業者は、施設整備業務に係る対価が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と建設事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、施設整備業務に係る対価が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設事業者に通知する。
- 9 発注者は、建設事業者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」とする。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第37条 建設事業者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書等を発注者に寄託しなければならない。
- 2 建設事業者は、前項に定める場合のほか、施設整備業務に係る対価（但し、設計業務に係る費用を除く。）が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書等を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 建設事業者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第38条 建設事業者は、前払金を本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払い運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第39条 建設事業者は、本件工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する施設整備業務に係る対価（但し、設計業務に係る費用を除く。以下本条において同じ。）相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第7項までに定める

ところにより部分払を請求することができる。

- 2 建設事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、建設事業者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を建設事業者へ通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 5 建設事業者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の施設整備業務に係る対価相当額は、発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設事業者へ通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の施設整備業務に係る対価相当額 ×

(9 / 10 - 前払金額 / 施設整備業務に係る対価)

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「施設整備業務に係る対価相当額」とあるのは「施設整備業務に係る対価相当額から既に部分払の対象となった施設整備業務に係る対価相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第 40 条 成果物及び工事目的物について、発注者が要求水準書等において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第 33 条中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 34 条中「施設整備業務に係る対価」とあるのは「部分引渡しに係る施設整備業務に係る対価」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る施設整備業務に係る対価額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する施設整備業務に係る対価額は、発注者と建設事業者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 34 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設事業者へ通知する。

部分引渡しに係る施設整備業務に係る対価額 = 指定部分に相応する施設整備業務に係る対価額 × (1 - 前払金額 / 施設整備業務に係る対価額)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 41 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における施設整備業務に係る対価の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 9 年度	●円
令和 10 年度	●円
令和 11 年度	●円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 42 条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 36 条中「契約書記載の本件工事等の完成の時期」とあるのは「契約書記載の本件工事等の完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「契約書記載の前払金」

とあるのは「当該会計年度における支払限度額の10分の4以内の前払金」と、同条及び第37条中「施設整備業務に係る対価」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本請負契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、建設事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項等に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項及び第3項の規定にかかわらず、建設事業者は、契約会計年度について前払金の請求をすることができない。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第43条 債務負担行為に係る契約においては、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、建設事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 本請負契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × 9 / 10

－（前払金額 × 出来高金額 / 支払限度額）－既部分払額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和9年度	1回
令和10年度	1回
令和11年度	1回

（第三者による代理受領）

第44条 建設事業者は、発注者の承諾を得て施設整備業務に係る対価の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により建設事業者が第三者を代理人とした場合において、建設事業者の提出する支払い請求書に当該第三者が建設事業者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（第40条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する本件工事等の中止）

第45条 建設事業者は、発注者が第36条、第39条又は第40条において準用される第34条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、建設事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により建設事業者が本件工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第46条 発注者は、引き渡された成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、建設事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、建設事業者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求

することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 建設事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物又は工事目的物の性質若しくは当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第8章 解除等

(発注者の任意解除権)

第47条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、次条又は第49条の規定によるほか、必要があるときは、本請負契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本請負契約を解除した場合において、建設事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第48条 発注者は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本請負契約の締結後速やかに本件設計に着手しないとき又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に本件工事等を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (4) 第11条第1項第2号又は同条6項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本請負契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第49条 発注者は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本請負契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して施設整備業務に係る対価債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 本請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を破棄して再び作成するか又は工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 建設事業者が本請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 建設事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は建設事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、建設事業者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に施設整備業務に係る対価債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないで本請負契約の解除を申し出たとき。
- (11) 建設事業者（建設事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（建設事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、建設事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 建設事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が建設事業者に対して当該契約の解除を求め、建設事業者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（建設事業者の催告による解除権）

第51条 建設事業者は、発注者が本請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（建設事業者の催告によらない解除権）

第52条 建設事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本請負契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により要求水準書等が変更されたため施設整備業務に係る対価が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による本件工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき、ただし、中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（建設事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が建設事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、建設事業者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 54 条 発注者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施設整備業務に係る対価を建設事業者を支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 36 条（第 42 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 39 条及び第 43 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する施設整備業務に係る対価から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、建設事業者は、解除が第 48 条、第 49 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 47 条、第 51 条又は第 52 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 建設事業者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が建設事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 建設事業者は、本請負契約が本件工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が建設事業者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 建設事業者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に建設事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、建設事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、建設事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、本請負契約の解除が第 48 条、第 49 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 47 条、第 51 条又は第 52 条の規定によるときは、建設事業者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する建設事業者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が建設事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後に本請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び建設事業者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 55 条 発注者は、建設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本件工事等を完成することができないとき。
- (2) 成果物又は工事目的物に契約不履行があるとき。
- (3) 第 48 条又は第 49 条の規定により、工事目的物の完成後に本請負契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、建設事業者は、施設整備業務に係る対価の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第48条又は第49条の規定により本件工事等の完成前に本請負契約が解除されたとき。
- (2) 本件工事等の完成前に、建設事業者がその債務の履行を拒否し、又は建設事業者の責めに帰すべき事由によって建設事業者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 建設事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 建設事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 建設事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして建設事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、施設整備業務に係る対価から部分引渡しを受けた部分に相応する施設整備業務に係る対価を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。
- 6 第2項の場合（第49条第9号及び第11号の規定により、本請負契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第55条の2 建設事業者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、建設事業者は、発注者の請求に基づき、施設整備業務に係る対価（本請負契約締結後、施設整備業務に係る対価の変更があった場合には、変更後の施設整備業務に係る対価。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 本請負契約に関し、建設事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は建設事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が建設事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が建設事業者又は建設事業者が構成事業者である事業者団体（以下「建設事業者等」という。）に対して行われたときは、建設事業者等に対する命令で確定したものをいい、建設事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、本請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、建設事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為

の対象となった取引分野が示された場合において、本請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が建設事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 本請負契約に関し、建設事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 本請負契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、建設事業者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する施設整備業務に係る対価の10分の2に相当する額のほか、施設整備業務に係る対価の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、建設事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 建設事業者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、建設事業者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 建設事業者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（建設事業者の損害賠償請求等）

第56条 建設事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定により本請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第34条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による施設整備業務に係る対価の支払いが遅れた場合においては、建設事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててのものとする。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された成果物及び工事目的物に関し、第33条第4項又は第5項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、建設事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を建設事業者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が建設事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する建設事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに建設事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、建設事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸水に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、建設事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第9章 その他

（火災保険等）

- 第58条 建設事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書及び提案書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 建設事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 建設事業者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第59条 この約款及び添付の特記規定の各条項において発注者と建設事業者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに建設事業者が不服がある場合その他本請負契約に関して発注者と建設事業者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び建設事業者は、建設業法による建設工事紛争審査会で発注者と建設事業者とが協議して管轄審査会と定めるもの（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他建設事業者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等の本件工事等の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により建設事業者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは建設事業者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び建設事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

- 第60条 発注者及び建設事業者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 61 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の効力）

第 62 条 本請負契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、本請負契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

（補則）

第 63 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と建設事業者とが協議して定める。

第 10 章 工事監理業務

（工事監理業務）

第 64 条 建設事業者は、この約款、提案書、別紙 3（工事監理業務仕様書）及び要求水準書に従って、工事監理を行う者に、本件工事監理業務を独立して実施させなければならない。

特記規定

(用語の定義)

- 第1条 この特記規定で使用する用語は、要求水準書又はこの特記規定が添付される契約約款（以下「本約款」という。）において定義された意味を有するものとする。
- 2 この特記規定は、本約款と一体を成すものとし、本約款における「この約款」の用語はこの特記規定を含むものとする。

(貸与品)

- 第2条 発注者は、本請負契約の締結後速やかに、本約款第16条第1項の貸与品として、本施設の設計図書一式を建設事業者に貸与する。
- 2 建設事業者は、本件工事等が完成し、貸与を受けた本施設の設計図書が不要となったときは、速やかに当該設計図書を発注者に返還するものとする。

(実施設計の手順)

- 第3条 建設事業者は、発注者に提出した工程表及び基本設計図書に従い、本件設計に係る業務を実施する。
- 2 建設事業者は、基本設計図書を変更することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、建設事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号による場合（発注者の指示が第2号又は第3号に基づくものである場合を除く。）は発注者の費用負担において、その他の場合は建設事業者の費用負担において、基本設計図書を変更することができる。なお、第2号から第4号による変更の場合、建設事業者は変更内容についてあらかじめ発注者に説明し、承諾を得なければならない。
- (1) 発注者の指示により変更する場合
 - (2) 基本設計図書に要求水準書に適合しない箇所がある場合
 - (3) 基本設計図書に従った場合、要求性能を満足することができない場合
 - (4) 変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ発注者の承諾を得た場合
- 4 建設事業者は、実施設計図書の作成を完了したときは、当該実施設計図書を発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。係る承諾は、原則として実施設計図書受領後14日以内に行う。建設事業者は、実施設計図書について発注者の承諾を得た後でなければ、本件工事を開始することはできない。
- 5 発注者は、承諾した実施設計図書について、本件工事の工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。
- 6 建設事業者は、第4項による発注者の承諾を受けたことをもって、本約款第46条の責任を免れることはできない。
- 7 発注者は、提出された実施設計図書について、それが要求水準書に規定される本施設の要件を満たさないこと、基本設計図書に反していること、本施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと等を理由として、修正を求めることができる。係る修正の内容は、理由を付して建設事業者へ通知する。
- 8 前項による修正の通知があった場合、建設事業者は自らの費用と責任において係る実施設計図書を改訂して再提出するか、又は係る実施設計図書の修正通知について意見を述べることができる。建設事業者が意見を述べたときは、発注者は修正の内容について建設事業者と協議して、その取扱いを定める。

(基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

- 第4条 建設事業者は、実施設計図書の内容が、基本設計図書又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と建設事業者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補(建設事業者がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によると認められる場合、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは施設整備業務に係る対価を変更し、又は建設事業者へ損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

第5条 建設事業者は、発注者が本施設を所有及び運営(発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な、特許権等の対象となっている技術等の実施権、使用権その他の権限(以下「実施権等」という。)があるときは、かかる実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。

- 2 前項の実施権等は、本請負契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、建設事業者は、当該実施権等の対象となる特許権等が建設事業者及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 建設事業者は、本請負契約の施設整備業務に係る対価は第1項の実施権等の付与又は発注者による取得の対価及び第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。
- 4 発注者が本請負契約に基づき建設事業者に対して提供した情報、書類及び図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。
- 5 発注者は、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、当該権利及び権限は、本請負契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第6条 発注者が本約款に基づき建設事業者に対して提供した情報、書類、図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 建設事業者は、成果物(建設事業者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。)及び工事目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る建設事業者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 3 建設事業者は、発注者が成果物及び工事目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。
 - (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 建設事業者は、次の各号に掲げる行為を自ら行い、又は著作者(発注者を除く。)に行わせなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物及び工事目的物の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に建設事業者の実名又は変名を表示すること
 - (3) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第7条 建設事業者は、この特記規定に規定のある場合を除き、自ら又は著作者(発注者を除く。)をして、成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第8条 建設事業者は、成果物及び工事目的物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 建設事業者は、成果物又は工事目的物が第三者の著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(要求水準書等の変更に係る建設事業者の提案)

- 第9条 建設事業者は、本請負契約締結後、要求水準書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする設計施工方法等の採用や要求水準書等の変更について、発注者に提案することができる。
- 2 発注者は、前項の規定に基づく建設事業者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、要求水準書を変更し、又は基本設計図書及び実施設計図書の変更を建設事業者に指示することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定により要求水準書を変更し又は基本設計図書及び実施設計図書の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、施設整備業務に係る対価を変更しなければならない。

(本件工事の開始)

- 第10条 建設事業者は、実施設計図書及び要求水準書に規定する施工承諾申請図書について発注者の承諾を受けた後でなければ、本施設に係る本件工事に着工することができない。

(引渡し)

- 第11条 建設事業者は、引渡日の3週間前までに、自主検査の結果を発注者に報告すると共に、本件工事等が完成した旨を本約款第33条第1項に基づき発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、建設事業者の立会いの上、本約款第33条第2項に従い本件工事の完成を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を建設事業者に通知しなければならない。ただし、建設事業者が正当な理由なく立会いに応じない場合は、建設事業者の立会いを得ずに検査を行うことができる。

(運営事業者との協力等)

- 第12条 建設事業者は、運営事業者が発注者の委託に基づき本件工事完了後の本施設を運営することを十分に認識し、その業務実施に配慮するとともに、本施設が円滑に運営されるよう、運営事業者と協力しなければならない。
- 2 建設事業者は、本件工事等の実施にあたり又は契約不適合責任期間において本施設の契約不適合により、運営事業者に損害又は指定管理者基本協定書における増加費用を生じさせたときは、当該損害及び増加費用を負担するものとする。ただし、これらが発注者又は監督員の不適当な指示に起因する場合は、この限りでない。

(本施設の完成遅延)

- 第13条 建設事業者は、本件工事等の完成が契約書に定める期限に遅延するおそれがあるときは、その旨及び実際に引渡ができる期日の見込みを速やかに発注者に報告するものとする。
- 2 本件工事等の遅延により新たな本施設の供用開始の予定を定めるときは、発注者、建設事業者及び運営事業者の協議により定めるものとする。協議開始から14日以内に協議が整わないときは、発注者がこれを定め、建設事業者及び運営事業者に通知する。
 - 3 建設事業者は、本件工事等の完成の遅延により発注者及び運営事業者が生じた損害及び増加費用を負担しなければならない。ただし、その遅延が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。
 - 4 前項で建設事業者が発注者に対して負担する金額は、当該遅延により発注者に生じた損害及び増加費用のうち本約款第55条第5項による損害賠償の金額を超えた部分とする。

(談合防止等規定の適用)

第14条 企業グループが、令和8年●月●日付けで発注者との間で締結した本事業に係る基本契約(以下「本基本契約」という。)の第13条各号のいずれかに該当したときは、発注者は、何らの催告を要せず、本請負契約を解除できるものとする。

2 前項により発注者が本請負契約を解除した場合において、当該解除を本約款第49条第11号の該当規定による解除とみなし、本約款第55条を適用する。

3 企業グループが、基本契約第13条各号のいずれかに該当したときで、発注者が基本契約第14条第1項による違約金の支払いを受けているときは、本約款第55条の2第1項は適用しない。

4 発注者は、第1項による解除により建設事業者に生じた損害について何らの責任を負わない。

5 発注者が、基本契約第14条第1項の違約金の支払いを受けているときは、本約款第55条の2第2項は適用しない。

(仮契約の解除)

第15条 発注者は、本請負契約に係る議会の議決前に、基本契約の第7条第5項第2号及び第13条に従い、その仮契約を解除することができるものとする。

2 発注者は、前項による仮契約の解除により建設事業者に生ずる損害について何らの責任を負わない。

(個人情報の保護)

第16条 建設事業者は、本事業に関連して知り得た個人情報を、別紙に定める個人情報取扱特記事項に従い適切に管理するものとする。

(従事者の監督)

- 第1条 建設事業者は、本請負契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- 2 建設事業者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 建設事業者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、建設事業者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(安全管理措置)

- 第3条 建設事業者は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 建設事業者は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。
- 3 発注者は、個人情報の安全管理が図られるよう、建設事業者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

- 第4条 建設事業者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第5条 建設事業者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

- 第6条 建設事業者は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- 第7条 建設事業者は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、建設事業者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、建設事業者が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

- 第8条 建設事業者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負

わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 建設事業者は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、本請負契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 法第 66 条、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の適用を受けることの説明
 - (2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること
 - (3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること
- 3 建設事業者が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

- 第 9 条 建設事業者は、発注者に対し、発注者、建設事業者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、建設事業者が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
 - 3 発注者は建設事業者に対し、前 2 項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

- 第 10 条 発注者は、建設事業者の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、本請負契約を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

- 第 11 条 建設事業者は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。
- 2 建設事業者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の個人情報の安全確保に係る事態である場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。
 - 3 建設事業者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

別紙 1
モニタリング実施要領

※「別紙 1 モニタリング実施要領（案）」に基づき、
事業者との協議の上、施設整備業務に係るモニタリング実施要領を規定する。

別紙 2
対価の構成

※「別紙 2 対価の構成（案）」に基づき、
事業者との協議の上、施設整備業務に係る対価の構成を規定する。

別紙 3
工事監理業務仕様書

【添付資料 07 工事監理業務仕様書】を添付予定。